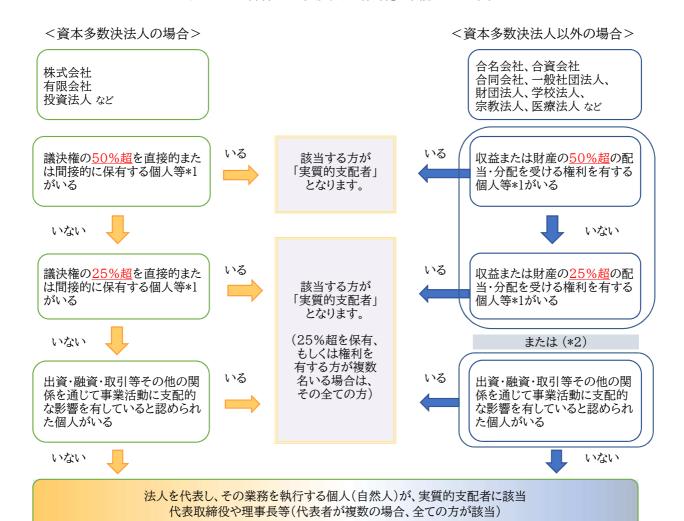
法人のお客様の「実質的支配者」確認フロー図



*1)実質的支配者は、原則、個人(自然人)です。但し、国等(国・地方公共団体・上場会社その子会社等)の実質的支配者の確認は、個人(自然人)とみなすことにより確認の必要はないとされています。(犯収法施行規則11条4項)
*2)いずれも「いる」の場合には、両名が実質的支配者となります。

議決権の間接保有について

